

【総領事館からのお知らせ：
感染症広域情報（動物検疫に係る水際対策強化について）】

平成23年3月4日（総11第6号）
在デンパサール日本国総領事館

3月3日付で外務省より以下のとおり「感染症広域情報（動物検疫に係る水際対策強化について）」が発出され、海外安全ホームページに掲載されたほか、各関係団体に通知されましたので、在留邦人の皆様にもお知らせします。

（件名）感染症広域情報（動物検疫に係る水際対策強化について）

（内容）

仕事や旅行などで海外へ渡航されることがあると思いますが、海外では、多くの国で家畜の悪性伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生・流行している場合があります。特に、口蹄疫については、現在、韓国、中国、東南アジアなどの国々で発生しており、注意が必要です。

これらの病原体を日本国内へ持ち込まないように、注意すべき対策について、以下のとおりお知らせします。

- 1 病原体を日本へ持ち込まないために、海外では、家畜を飼養している農場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。やむを得ず海外で農場などへ立ち寄り、家畜に接触した方や、ゴルフシューズなど土等の付着した物をお持ちの方は、病原体が身体や持ち物に付着しているおそれがありますので、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。
- 2 帰国時には、空海港において、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただくようご協力をお願いします。
- 3 また、海外から肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品を日本へ持ち込むことはできませんのであらかじめご注意ください。

○参考情報：

動物検疫所：<http://www.maff.go.jp/aqs/index.html>

「海外へ旅行される方へのお願い」：

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「畜産物の輸出入」：

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/index.html>

(問い合わせ先)

○外務省領事局政策課(医療情報)

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2850

○外務省領事サービスセンター(海外安全担当)

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/> (携帯版)

以上